

**「平成13年度において講じようとする食料・農業・農村施策」(案)のポイント**  
(第2回食料・農業・農村政策審議会用資料)

○「講じようとする施策」は、食料・農業・農村基本法第14条第2、3項に基づき、動向編として取りまとめられる「食料・農業・農村の動向」を考慮しつつ、食料・農業・農村政策審議会(施策部会)の審議を経て、取りまとめの上、国会に報告されるものである。

○具体的な内容としては、平成13年度予算案及び今国会提出予定法案等を食料・農業・農村基本計画の構成に沿って取りまとめたものとなっている。

**I 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策**

基本計画において、設定された食料自給率目標の達成に向け、引き続き、国民の視点に立ち、各課題に着目した施策を検討。

| 平成13年度に講じようとする施策  |   | 関連事業・提出予定法案等   |
|---|---|--|
| 事項・基本的考え方   | 施策の具体的内容  |  |
| <p><b>1 望ましい食料消費の姿の実現に向けた施策</b></p> <p>健康で活動的な長寿社会の実現を目指し、適正な栄養バランスの実現を図るとともに食料資源の有効利用、環境への負荷の軽減といった観点から、食品の廃棄や食べ残しを減少させることが食料消費に関する重要な課題。</p> <p>食料消費について、消費者、食品産業その他の関係者がこれらの課題についての理解を深め、食生活の見直し等に積極的に取り組むよう、関係施策を講ずる。</p> | <p>(1) 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食を考える国民会議」を中心とし、マスメディア等各種媒体を通じた統一的キャンペーンの実施</li> <li>・各地域における食生活指針定着方策等の策定、食料消費の改善にかかる民間ボランティアの育成と活動支援</li> <li>・各品目の消費関連事業における食生活指針の紹介、栄養バランスの改善等の統一的観点からの事業実施</li> </ul> <p>(2) 食教育の充実に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供からの相談対応の充実を図るため、グループ学習を積極的に受入れ</li> <li>・食に関する教材の充実</li> </ul> <p>(3) 食料消費の改善に関する施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者と行政、食品産業、生産者団体あるいは消費者相互の対話交流を一層促進するための体制を整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な食生活全国・地域活動推進事業(11.0億円)</li> <li>・果実のある食生活推進事業(2.6億円)</li> </ul> |
| <p><b>2 生産努力目標の達成に向けた施策</b></p> <p>国内生産をめぐる状況を踏まえ、生産努力目標の達成に向け、各作物ごとに定められた課題の解決に向けた取組を推進するため、多様な担い手の確保と農業経営の発展、農地の確保と有効利用、農業生産基盤の整備、</p>  | <p>(1) 課題解決に向けた品目横断的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多様な担い手の確保と農業経営の発展(後掲)</li> <li>イ 農地の確保と有効利用(後掲)</li> <li>ウ 農業生産基盤の整備(後掲)</li> <li>エ 技術の開発及び普及(後掲)</li> <li>オ 水田を中心とした土地利用型農業の活性化に向けた取組</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における「水田農業振興計画」の策定</li> <li>・水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図る「経営確立助成」と、地域の自主性を生かしながら米の計画的生産と水田の有効活</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業経営確立対策(1,576.6億円)</li> </ul>                                   |

技術の開発及び普及といった農業の持続的な発展に向けた諸施策を講ずる。特に土地利用型農業の活性化や総合的な生産対策を推進する。また、地域段階においても、地方公共団体等による地域の条件と特色を踏まえた生産努力目標の策定を促進する。

- カ 用を図る「とも補償」からなる水田農業経営確立対策を引き続き実施  
農業生産総合対策の推進
- キ 土地利用型作物、畑作物、果樹、野菜等について、生産努力目標の達成に向けた各作物ごとの諸課題の解決を図るため、生産から流通全般にわたる対策を総合的に実施  
畜産振興総合対策の推進
- ク 地域の特性に即し、ゆとりある生産性の高い畜産経営の確立、畜産物の流通・加工対策、畜産環境対策、飼料対策等、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興のための総合的な施策を実施  
種子・種苗対策の推進

- ・農業生産総合対策事業(290.2億円)
- ・畜産振興総合対策事業(144.6億円)

(2) 課題解決に向けた品目ごとの取組

- ア 米
  - ・13年産の生産調整の緊急拡大
  - ・消費拡大(健康的な食生活の普及・啓発、米飯学校給食の推進)
  - ・生産性の高い営農の展開と安定供給体制の強化(効率的な生産体制の構築、直播栽培技術の実証・普及等)
- イ 麦
  - ・実需者のニーズに対応した品質の向上(新品種の開発・普及、産地ごとの栽培マニュアルの作成等)
  - ・担い手を中心とした効率的な生産体制の整備(農地・作業の集積等)
  - ・合理的な作付体系の確立等による麦生産の定着・拡大(作期前進化体系、不耕起播種等の作期競合回避技術の実用化・普及等)
- ウ 甘しょ・馬鈴しょ
  - ・実需者ニーズに即した需要拡大に向けた取組の推進、低コスト化・省力化の推進、加工適性の高い品種の導入、病害虫対策の徹底
- エ 大豆
  - ・担い手を中心とした効率的な生産体制の整備(団地化の推進、集荷ロットの拡大・均質化)
  - ・実需者との連携強化(国産大豆協議会等を通じた情報交換の推進、契約栽培の拡充等)
  - ・安定生産技術の確立、安定栽培技術の開発・普及
  - ・優良品種の育成・普及
  - ・需要拡大(大豆の健康増進機能の普及・啓発、地場加工の推進)
- オ 野菜
  - ・重量野菜を中心とした機械化一貫体系の導入、低コスト耐候性ハウスの実証等による省力化、低コスト化
  - ・海外野菜産地情報の収集体制の整備(情報通信技術(IT)による衛星画像情報の活用、主たる出荷期間における精度の高いリアルタイムな現地調査の実施)
- カ 果樹

- ・米の消費拡大対策(45.5億円)
- ・農業生産総合対策事業(290.2億円の内数)
- ・農業生産総合対策事業(290.2億円の内数)
- ・農業生産総合対策事業(290.2億円の内数)
- ・農業生産総合対策事業(290.2億円の内数)
- ・農業生産総合対策事業(290.2億円の内数)
- ・農業生産総合対策事業(290.2億円の内数)
- ・生鮮野菜輸入先国生産出荷動向等調査事業(0.1億円)
- ・野菜需給調整促進情報システム構築事業(0.5億円)
- ・農業生産総合対策事業(290.2億円)

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要動向に即した国内生産の維持・確立(果実の計画的な生産・出荷の推進等)</li> <li>・果樹農業の産地体制の再編・強化(園地の効率的な再編・整備等)</li> <li>キ 畜産物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用子牛生産安定対策の実施(肉用子牛生産者補給交付金の交付等)</li> <li>・効率的で生産性の高い畜産の育成体制の総合的な整備(日本型畜産経営継承システムの構築、畜産新技術の開発・実用化の推進等)</li> </ul> </li> <li>ク 甘味資源作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力・低コスト生産体制の整備、高品質安定生産体制の整備(直播栽培技術の確立・普及、新種苗増殖技術の普及等)</li> </ul> </li> <li>ケ 茶 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力・低コスト生産体制の整備、高品質安定生産体制の整備(基盤整備、立地条件に即した機械化体系の推進等)</li> </ul> </li> <li>コ 飼料作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者一体となった飼料増産運動を展開</li> <li>・飼料増産のための総合的な条件整備、国産稲わらの収集供給体制の整備、地域の実情に応じた草地等の生産基盤の整備の推進</li> </ul> </li> <li>サ 花き <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産・流通の合理化の推進及び需要拡大(鮮度の高い花きの大量生産・供給システムの確立、花に関する人材育成、国際園芸博覧会の準備等)</li> </ul> </li> <li>シ 地域特産物等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力・低コスト生産体制の整備、高品質安定生産体制の整備(需要に応じた安定的な生産や輸入品との差別化、付加価値の向上等)</li> </ul> </li> </ul> | <p>の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果実計画生産出荷促進事業(4.8 億円)</li> <li>・肉用子牛等対策費(1,180.9 億円)</li> <li>・畜産振興総合対策事業(144.6 億円)</li> <li>・農業生産総合対策事業(290.2 億円の内数)</li> <li>・農業生産総合対策事業(290.2 億円の内数)</li> <li>・畜産振興総合対策事業のうち自給飼料増産総合対策事業(35.5 億円)</li> <li>・農業生産総合対策事業(290.2 億円の内数)</li> <li>・国際園芸博覧会出展参加事業(1.2 億円)</li> <li>・農業生産総合対策事業(290.2 億円の内数)</li> </ul> |
| <p><b>3 需要に応じた供給の確保</b></p> <p>高度化・多様化する国民の食料需要に応じた食料の供給を確保するため、内外の食料需給動向を把握及び見直しを行うとともに、農業者等に対して需要者側のニーズを的確に伝える情報提供を行う。また、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するための情報提供を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 食料の需給見通しの作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内及び海外の農産物の需給・価格の見直しに関する情報を提供してきた「農業観測」について、食品産業分野の動向や海外の食料需給動向を十分反映させるための見直し等を行い、食料の需給見直しとして新たに作成・公表</li> </ul> </li> <li>(2) 食料自給率レポートの作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料消費・農業生産等の動向を検証し、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、食料自給率レポートを作成・公表</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料安定供給対策基本調査等委託事業(0.8 億円)</li> </ul>   |

## 1.1 食料の安定供給の確保に関する施策

食料の安定供給の確保という課題に的確にこたえるため、消費者の視点を重視しつつ食料消費に関する施策の充実、食品産業の健全な発展、農産物の安定的な輸入の確保、不測時における食料安全保障、世界の食料需給の安定に資するための国際協力の推進等に関する施策を講ずる。

| 平成13年度に講じようとする施策  |  | 関連事業・提出予定法案等  |
|---|--|---|
| 事項・基本的考え方   | 施策の具体的内容   |   |
| <p><b>1 食料消費に関する施策の充実</b></p> <p>食料の安全性及び品質に関する消費者の関心の高まり等を踏まえるとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化等の施策を講ずる。<br/>また、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資する施策の充実等を図る。</p> | <p>(1) 食品の安全性・品質確保対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品産業における HACCP (危害分析重要管理点) 手法の導入、高度な衛生管理手法を取り入れ食肉処理センターの整備等、農産物供給の各段階における対策を実施</li> <li>食品事故等が発生した場合の原因究明の迅速化等に資する、食品の生産・製造方法等に関する情報開示システムを開発し、消費者に対する情報提供を充実</li> <li>関係府省と連携の下、農林水産業におけるダイオキシン類・内分泌かく乱物質の動態解明等に関する総合研究、農畜水産物等における実態把握のための調査等</li> <li>口蹄疫、牛海綿状脳症等の伝染性疾病が侵入することを防止するため、動物検疫を強化</li> </ul> <p>(2) 食品の表示・規格対策の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての飲食品に品質表示が義務付けられたことを踏まえ、パンフレット等の作成や事業者向けのセミナーの開催等による新たな制度の普及・啓発、表示に要する機器の整備等を総合的に実施</li> <li>生鮮品や日持ちしない加工食品(納豆、豆腐等)に係る JAS 規格の制定に資するため、実態調査を行い、それに基づく規格・認定の技術的基準等の検討を実施</li> <li>遺伝子組換え食品に関し、消費者への広範な情報提供を行うとともに、遺伝子組換え農産物の流通マニュアルの作成、検証技術の普及等を実施</li> <li>特別栽培農産物(無農薬、無化学肥料、減農薬、減化学肥料栽培農産物)に関して、内外の表示の実態や仕組み等を調査し、その表示手法について検討</li> </ul> <p>(3) 食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するための施策(再掲)</p> <p>ア 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組<br/>イ 食教育の充実に向けた取組<br/>ウ 食料消費の改善に関する施策の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全・安心確保技術開発事業(1.7億円)</li> <li>畜産振興総合対策事業のうち食肉等流通体制整備事業(8.6億円の内数)</li> <li>水産食品品質高度化総合対策事業(1.2億円)</li> <li>水産物産地流通加工施設高度化対策事業のうち環境対策等高度化施設整備事業(4.8億円)</li> <li>安全・安心情報提供高度化事業(2.0億円)</li> <li>農業生産総合対策事業(290.2億円の内数)</li> <li>食品産業品質管理高度化促進資金(100.0億円)</li> <li>米麦の安全性確保対策(36.0億円)</li> <li>農林水産業における内分泌かく乱物質の動態解明と作用機構に関する総合研究(6.6億円)</li> <li>食品表示推進総合対策事業(1.9億円)</li> <li>新分野 JAS 規格制定調査事業(0.06億円)</li> <li>遺伝子組換え食品情報提供事業(0.6億円)</li> <li>特別栽培農産物の表示手法検討事業(0.09億円)</li> <li>新 JAS 制度普及定着総合対策事業(0.3億円)</li> <li>国際標準システム対応推進事業(0.2億円)</li> </ul> |

## 2 食品産業の健全な発展

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化等の施策を講ずる。

### (1) 食品産業の事業基盤の強化

#### ア 製造段階における技術開発の支援

- ・ ①環境負荷の総合的な削減等の技術開発、②IT革命や高齢化社会の進展に対応した技術開発、③食の安心・安全を確保するための技術開発等を支援

#### イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

- ・ 輸入事情等の環境の変化に対応した食品産業事業者の創業を支援

#### ウ 中小企業支援等業種横断的施策の活用を促進

- ・ 新事業開拓等による事業再構築及び経営資源の増大の促進

#### エ 外食産業の振興

### (2) 食品産業と国内農業の連携強化

- ・ 良質な食品の安定的かつ継続的な供給を促進(食品製造業向け原料農産物の産地形成、製品・原料取引の情報化、付加価値の高い商品の開発等の促進)

### (3) 食品流通の効率化と活性化

#### ア 卸売市場の機能・連携強化

- ・ 卸売市場の物流機能、情報受発信機能、衛生・環境対応機能の強化等に資する施設の整備
- ・ 市場関係事業者の経営体質の強化とモデル的な市場における市場経営基盤強化計画の策定の推進

#### イ 食品小売業の活性化

- ・ 中小食品販売業者等が共同して食品流通の高度化・効率化を実現するための先進的な食品流通システムの開発・実験等の推進
- ・ 食品の仕入れから販売までの一貫した品質管理等食品小売業の高度効率化に資する施設の整備

#### ウ 食品流通の効率化

- ・ ITの導入により食品流通の高度化・効率化を推進するため、電子商取引の基盤となるデータベースの整備や物流技術の確立を図るとともに、民間の創意を活かしつつ効果的な食品流通モデル事業の実証・普及等を促進

### (4) 環境問題への積極的対応

#### ア 食品産業における循環型経済社会システムの構築

- ・ 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の着実な普及啓発を主体とした総合的な取組を推進
- ・ 食品廃棄物等の再生利用等に必要な施設の整備、リサイクル先進モデルの構築等を推進

#### イ 容器包装リサイクル促進対策

- ・ 「容器包装リサイクル法」の全面施行に対応し、制度の円滑な実施、

- ・ 食品リサイクル技術開発事業(2.1億円)
- ・ 革新的産業技術の開発(0.95億円)
- ・ 食の安全・安心確保技術の開発(1.7億円)

- ・ フードシステム連携強化・循環推進事業(12.1億円)

- ・ 卸売市場施設整備事業(76.8億円)
- ・ 市場経営基盤強化事業(0.6億円)
- ・ 専門小売活性化事業(2.6億円)
- ・ 食品流通構造改善施設整備事業(1.9億円)
- ・ 食品流通情報化等最適化促進総合対策事業(13.6億円)

- ・ 食品循環資源再生利用等促進普及推進事業(0.6億円)
- ・ 食品リサイクル施設先進モデル実証事業(16.3億円)
- ・ 食品リサイクル施設導入事業(0.6億円)
- ・ 容器包装リサイクル法普及定着推進事業(0.8億円)

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>3 農産物の輸出入</b></p> <p>国内では需要を満たすことができない農産物の安定的な輸入を確保するため、必要な施策を講ずる。また、農産物の輸出を促進するためその競争力を強化するとともに、市場調査、海外への普及宣伝の強化等の施策を講ずる。</p> | <p>識別表示の普及啓発等</p> <p>(1) 農産物の安定的な輸入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要輸出国との安定的な取引に関する取り決めの着実な履行</li> <li>・農産物の輸入によって国内産業に重大な損害又はそのおそれが生じており、緊急に必要な場合には、セーフガードの発動等を実施</li> <li>・必要な情報を常時収集する体制により、セーフガードに係る検討に機動的に対応</li> </ul> <p>(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外での試験販売等によるマーケティング活動の支援、海外における国際食品見本市への「日本ブース」の設置及び輸出促進セミナーの開催等を実施</li> </ul> <p>(3) 適切な備蓄の実施に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外での不作や輸送障害等により食料の供給が不足する事態に備え、米・麦・大豆・飼料穀物の主要農産物について、適切かつ効率的な備蓄を実施</li> </ul> <p>ア 米</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年緊急総合米対策に即し、早期に備蓄水準の適正化を図る観点から、政府買入数量は政府米の販売数量に応じて適正に設定</li> </ul> <p>イ 麦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の在庫保有水準を基本として、適正・効率的な運営を図る</li> </ul> <p>ウ 大豆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き食品用大豆の備蓄を実施</li> </ul> <p>エ 飼料穀物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き飼料穀物(とうもろこし・こうりゃん)・飼料用大麦の備蓄を実施</li> </ul> <p>(4) 動物検疫及び植物検疫対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの病害虫の侵入とそのまん延を防止するため植物検疫を実施</li> <li>・海外からの輸入される家畜等を介して、口蹄疫、牛海綿状脳症等の伝染性疾病が侵入することを防止するため、動物検疫を強化(再掲)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出活動高度化促進事業(0.3 億円)</li> <li>・農林水産物貿易円滑化推進事業(0.6 億円)</li> </ul> |
|--|---|---|

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>4 不測時における食料安全保障</b></p> <p>食料供給に影響を及ぼすおそれのある様々なレベルの不測の事態に的確に対処するため、食料供給の確保を図るための対策を講ずることとし、対策を機動的に発動するためのマニュアルの策定等の施策を講ずる。</p> | <p>(1) 不測の事態において実施すべき施策のマニュアル化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不測時に実施する対策のマニュアル化に向け、関係省庁間において検討</li> </ul> <p>(2) 食料安全保障上の重要な品目の需給の分析・予測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の食料安全保障上重要と考えられる米、小麦、大豆、トウモロコシ等について、我が国における供給量が安定的に確保されるかどうかを分析・予測</li> </ul> <p>(3) 食料需給に関する情報基盤整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外の穀物を中心とした生産動向等の情報収集に資するため、商社等からなる検討会を組織</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料安定供給対策基本調査等委託事業(0.2億円)</li> </ul>  |
| <p><b>5 国際協力の推進</b></p> <p>世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、食料援助等国际協力の推進のための施策を講ずる。</p>             | <p>(1) 食料・農業分野における技術・資金協力の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣、研修員受入れ等の技術協力、円借款の供与、無償資金協力により開発途上国の農業・農村開発、食料増産等を支援するほか、K R 食糧援助等を実施</li> <li>・WTO 交渉や APEC での議論における我が国の主張を途上国に浸透させ、その理解及び支持の促進に貢献するよう ODA を戦略的に展開</li> </ul> <p>(2) 国際的な食糧の安定供給の確保に向けた支援策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、政府米を備蓄するとともに、WFP を通じた北朝鮮へのコメ支援に伴う財政負担を平準化するための資金造成を新たに実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオテクノロジー関連体制整備事業(1.0億円)</li> <li>・アジア地域慢性的栄養不足人口削減支援事業(3.8億円)</li> <li>・緊急食糧支援事業(59.1億円)</li> </ul> |

### III 農業の持続的な発展に関する施策

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、生産性の高い農業を展開することにより、農業の持続的な発展に必要な諸施策を推進する。また、「育成すべき農業経営」に対し、諸施策を重点的・集中的に講じるため、経営政策全体の見直し・再編を行うとともに、この中で農産物価格の変動に対し、経営を全体としてとらえ、農業収入または所得の変動を緩和するための仕組み等について、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況等を勘案しながら検討を行う。

| 平成13年度に講じようとする施策  |   | 関連事業・提出予定法案等  |
|---|---|---|
| 事項・基本的考え方   | 施策の具体的内容  |   |
| <p><b>1 望ましい農業構造の確立</b></p> <p>営農類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備、認定農業者を中心とする担い手への農地の利用の集積等による農業経営の規模拡大、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保のための総合的な環境整備その他農業経営基盤の強化に必要な施策を講ずる。</p> | <p>(1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保</p> <p>ア 経営改善に向けた支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営施策の一体的・総合的な推進を図る観点から、中期的なビジョン・目標や年度活動計画を策定するための体制整備を実施</li> <li>経営改善支援センターにおける民間専門家による経営相談体制の強化及び情報ネットワークの構築を図ることにより経営相談・情報提供等の機能の充実</li> <li>認定農業者の経営展開を資金面から支援するため、必要な資金を融資</li> </ul> <p>イ 農地の利用集積の促進(後掲)</p> <p>ウ 意欲ある担い手に対するきめ細かな経営支援(農業経営資源活用総合支援対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意欲ある担い手の経営内容に対する経営診断・相談を行うとともに、これを踏まえ、個々の農業経営の実情に応じて、積極的な経営展開、負債整理に対する総合的な融資の実施等、総合的な経営支援対策を実施</li> </ul> <p>(2) 経営構造対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担い手となる経営体の確保・育成と地域農業の変革に必要な施設等の整備を総合的に行う経営構造対策を推進</li> <li>高付加価値型農業を積極的に展開する人材育成のため「経営アグリビジネススクール」を開設するとともに、新たな補助対象メニューとして情報発信機能と加工・直販機能を併せ持つ「情報複合施設」等を追加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営対策体制整備推進事業(3.7億円)</li> <li>経営改善支援活動事業(12.8億円)</li> <li>農業経営基盤強化資金(融資枠 950億円)</li> <li>認定農業者育成確保資金(融資枠 200億円)</li> <li>農業経営改善促進資金(融資枠 2000億円)</li> <li>「農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案」提出予定</li> <li>農業経営資源活用総合支援対策</li> <li>農業経営資源活用総合融資(融資枠合計 2,100億円)</li> <li>経営構造対策事業(212.7億円)</li> <li>経営構造対策推進事業(8.2億円)</li> </ul> |
| <p><b>2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開</b></p> <p>専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営</p>   | <p>(1) 家族農業経営の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本型畜産経営継承システム」の構築の推進</li> <li>新規就農者による円滑な経営継承を図るためのリース農場の設置</li> <li>家族農業従事者が経営に参画できる環境づくりのための協議会・セミナーの開催、啓発資料の作成</li> </ul> <p>(2) 農業経営の法人化の推進</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産振興総合対策事業のうち畜産経営活性化事業(8.2億円)</li> <li>経営継承円滑化事業(0.2億円)</li> <li>農村女性・高齢者支援普及活動事業(2.8億円)</li> <li>農業法人育成支援事業(3.0億円)</li> </ul>   |



管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに農業経営の法人化を推進するための施策を講ずる。

ア 農業経営の法人化の推進

- ・ 農業法人の設立・運営についての指導、相談、研修等を実施
- ・ 農業法人経営の発展のための調査・分析とその効果的な普及システムの構築
- ・ 畜産経営の法人化等に伴う既存施設の高度利用のための施設・機械等の整備

イ 法人経営を核とした地域農業システム構築の促進

- ・ 経営管理能力、マーケティングノウハウ等を備えた農業法人を核として、生産から流通・販売までを含めた農業者間の連携、異業者との提供等をモデル的に実施

(3) 農業者年金制度の見直し

- ・ 最近の農業・農村を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、食料・農業・農村基本法の理念に即した政策年金として再構築

3 農地の確保及び有効利用

国内農業生産に必要な農地の確保を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進等の施策を講ずる

(1) 新たな農業振興地域制度の円滑な運用の推進

- ・ 農用地等の確保等に関する基本指針の一層の周知徹底と、農地の確保・有効利用を図ろうとする市町村の取組をモデル的に支援

(2) 担い手への農地の利用集積の推進

ア 市町村段階における総合的な農地流動化対策の推進

- ・ 市町村の農地流動化目標の達成に向けて、関係団体・機関が流動化情報を共有・一元化するとともに、関連事業の組合わせや実施時期・役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定し、同計画に基づき総合的に農地流動化対策を実施
- ・ 農地の利用・税制等の専門的な知識を備えた集積促進員を設置し、農地の出し手・受け手の計画的・効率的な結びつけ活動を推進するとともに、生産振興等に資する農地の利用調整を支援

イ 農地保有合理化対策

- ・ 認定農業者等に長期貸付後に売り渡す目的で農地を買い入れる際に必要な資金の一部を農地保有合理化法人に無利子で貸し付ける方式を導入するとともに、認定農業者等が規模拡大の際に必要な農業用機械等の導入を支援
- ・ 農地保有合理化法人が認定農業者等に農地を貸し付けている間に農地価格が下落した場合の売買価格差の一部を助成

ウ 認定農業者への農作業受委託集積の推進

- ・ 農協による農業機械リース事業への助成等により、農用地利用改善団体との連携の下に広域的に農作業受委託に取り組む認定農業者組織の育成を促進

エ 農地流動化に資する支援策の充実

- ・ 規模拡大を図る認定農業者に対し、農地取得に伴う初期負担軽減への支援を実施

- ・ 畜産振興総合対策事業のうち地域畜産総合支援体制整備事業(7.3億円)
- ・ 地域農業経営体育成モデル事業(1.4億円)

- ・ 「農業者年金基金法の一部を改正する法律案」提出予定
- ・ 平成13年度における国庫助成新制度関連 (49.3億円)
- ・ 現行制度関連 (916.2億円)

- ・ 優良農地等確保促進事業(0.9億円)
- ・ 農業振興地域整備促進事務費(0.1億円)

- ・ 農地流動化地域総合推進事業(25.3億円)

- ・ 農地利用集積実践事業(13.3億円)

- ・ 農地保有合理化促進事業(81.5億円)

- ・ 農地売買円滑化事業(10.0億円)

- ・ 認定農業者農作業受委託集積事業(1.0億円)

- ・ 土地利用型大規模経営促進事業(3.1億円)

#### 4 農業生産の基盤の整備

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業効果の評価を通じた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産基盤の整備に必要な施策を推進する。

##### (1) 地域の立地条件に即した整備の推進

###### ア 平場地域における基盤整備

- ・優良農業地域における複数の基幹的水利施設について最適な整備計画を策定するとともに、農業水利施設の計画的・機動的な整備・更新を推進
- ・担い手への集積を図りつつ、ほ場の大区画化と麦・大豆等の生産振興に資する水田の汎用化を実施するとともに、これらの基盤整備を契機とした麦・大豆・飼料作物の産地形成に向けて土地改良区等が行う活動を支援

###### イ 中山間地域における基盤整備

- ・間伐材等の地域資源の循環利用体制の構築に配慮しつつ、農業生産基盤と農村の生活環境の一体的整備を推進
- ・棚田地域等において営農の継続を通じた多面的機能の確保を図るため、簡易な整備等を実施

###### ウ 畑地・草地の総合整備

- ・野菜・果実等の畑作農業を振興するため、かんがい施設の一貫整備や樹園地のきめ細かな整備等を推進するとともに、生産対策と連携し、事業を契機とした畑作物の産地形成等に向けて土地改良区等が行う活動を支援

###### エ 農産物物流の効率化を図るための農道整備

##### (2) 農地等の保全管理の推進

- ・災害発生の恐れのあるため池の地域ぐるみによる保全構想の作成等を支援するとともに、ため池の改修と潤いある水辺空間を一体的に整備
- ・土地改良施設の定期的な整備補修に加え、土地改良区の統合整備に資する整備補修を実施するとともに、突発的事故に対応する緊急的な修繕工事を実施

##### (3) 環境との調和に配慮した整備の推進

- ・生態系等の自然環境の保全や美しい景観形成等環境との調和に配慮した整備を推進
- ・環境保全型農業を指向している流域において、農業水利施設の更新と併せて、農業水利施設における水質保全システムを整備
- ・家畜排せつ物を農地に還元する肥培かんがい施設等の整備を推進

##### (4) 効率的な事業の実施

- ・事業の効率性及び透明性の一層の向上を図るため、費用対効果分析やチェックリスト等を活用した事前評価、事業の進捗状況等を評価し必要に応じて事業を見直す再評価、事業効果の発現状況等を評価し今後の事業に反映させる事後評価を体系的に実施

- ・広域基盤整備計画調査(7.3億円)
- ・国営かんがい排水事業のうち食料供給広域基盤確立対策(1,057.9億円)
- ・ほ場整備事業(担い手育成型)(917.0億円)
- ・土地改良総合整備事業(担い手育成型等)(160.3億円)
- ・農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業(8.3億円)

- ・中山間地域総合整備事業(688.4億円)
- ・棚田地域等保全整備事業(11.0億円)

- ・国営かんがい排水事業のうち畑地帯産地形成型(76.3億円)
- ・畑地帯総合整備事業(506.2億円)
- ・畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業(6.5億円)

- ・ため池管理・保全体制強化プロジェクト(214.3億円)
- ・土地改良施設維持管理適正化事業(42.2億円)
- ・土地改良施設修繕保全事業(7.0億円)

- ・農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)(2,147.5億円の内数)
- ・流域水質保全機能増進事業(375.2億円の内数)
- ・国営環境保全型かんがい排水事業(30.7億円)

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>(5) 土地改良負担金対策の実施<br/>・土地利用率の向上等に積極的に取り組む地区に対する助成金の交付</p> <p>(6) 土地改良制度の見直し<br/>・環境との調和に配慮することを事業実施にあたっての原則に位置づけるとともに、地域の意向をよりの確に踏まえた事業が実施されるための措置を講ずるほか、土地改良施設の適切な維持保全を図るための手続規定の見直し等を行う。</p>  | <p>・土地改良負担金総合償還対策</p> <p>・「土地改良法の一部を改正する法律案」提出予定</p>   |
| <p><b>5 人材の育成及び確保</b></p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得の促進等の施策を実施する。また、国民による農業に対する理解及び関心を深めるよう、農業に関する教育の振興等の施策を講ずる。</p> | <p>(1) 新規就農の促進</p> <p>ア 就農に関する情報提供・相談活動の展開<br/>・全国及び都道府県段階の就農相談窓口の一元化を図るほか、公共職業安定所とも連携し、就農希望者に対する効率的な情報提供・相談活動を実施</p> <p>イ 新規就農者の円滑な技術習得<br/>・基礎研修から現地定着まで、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修事業を実施</p> <p>ウ 新規就農者が必要とする資金の融通<br/>・就農ルートの多様化に対応して、農業信用保証保険制度を活用しつつ、無利子の就農支援資金を始めとした各種資金制度を推進</p> <p>エ 新規就農者による円滑な経営継承<br/>・新規就農者向けのリース農場の設置、日本型畜産経営継承システムの構築等を推進</p> <p>(2) 農業に関する教育の振興<br/>・農業関係機関と教育関係機関の連携の下、学校内外における農業体験学習の機会の充実と青年農業者等の育成に関する取組を推進<br/>・子どもたちが豊かな遊びを体験できる農業用水路の登録、利用促進、整備等を実施</p> | <p>・農業人材確保育成総合対策事業(2.7億円)</p> <p>・新規就農総合対策事業(6.3億円)</p> <p>・経営構造対策事業のうち農業研修教育施設整備事業(20.6億円)</p> <p>・畜産振興総合対策事業のうち畜産経営活性化事業(8.2億円)</p> <p>・新規就農総合対策事業のうち農業教育推進事業(1.0億円)</p> <p>・都市農村交流対策事業(5.2億円)</p> <p>・「あぜ道とせせらぎ」づくり推進事業</p> |
| <p><b>6 女性の参画の促進</b></p> <p>女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が農業経営等に参画する機会を確保するための環境整備としての施策を講ずる。</p>  | <p>(1) 男女共同参画社会の形成に向けた総合的な支援<br/>・都道府県、市町村の各段階で女性農業者の参画の促進に係る中期的なビジョン・目標等を策定し、この達成に向けた啓発活動等を実施<br/>・出産・育児期にある女性の農業経営参画が可能となるよう、経営管理等の研修、母性保護のためのセミナー等を実施</p> <p>(2) 女性の参画の促進に向けた効果的な普及活動の展開<br/>・女性農業者の能力向上のための経営管理研修等の開催、男女共同参画社会の形成に向けた普及活動マニュアルの策定等を実施</p> <p>(3) 女性の農産加工等の促進<br/>・女性農業者の農産加工等の活動を支援するための貸付を実施</p>   | <p>・農業・農村男女共同参画推進事業(1.4億円)</p> <p>・女性農業者経営参画支援事業(1.0億円)</p> <p>・農村女性・高齢者支援普及活動事業(2.8億円)</p> <p>・農業改良資金のうち婦人・高齢者活動資金(貸付枠 3億円)</p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>7 高齢農業者の活動の促進</b></p> <p>地域における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、高齢農業者の福祉の向上のための施策を講ずる。</p>  | <p>(1) 高齢者の農業関連活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が行う地場農産物の生産・加工、農業技術指導等の自立的な活動を支援</li> <li>・農村高齢者の活動を促進するためワークショップの開催、地域密着型の産業の育成のための人材の育成等を支援</li> </ul> <p>(2) 農村における高齢者福祉対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農協ホームヘルパーの要請等の支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者活動促進システム確立事業(1.6億円)</li> <li>・高齢化対応活動促進事業(0.4億円)</li> <li>・農協高齢者総合対策強化推進事業(1.0億円)</li> </ul>   |
| <p><b>8 農業生産組織の活動の促進</b></p> <p>地域農業における効率的な農業生産の確保に資するため、農業生産組織の効率的かつ安定的な農業経営への発展の促進、公的主体の農業生産活動への参画促進等、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずる。</p> | <p>(1) 集落単位の営農システムの発展と安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落を単位とした営農システムを構築し、効率的かつ安定的な経営体への支援するため、必要な機械・施設等の整備を実施</li> </ul> <p>(2) 農作業受委託組織の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コントラクター(飼料生産受託組織)育成、ヘルパー組合等支援組織の統合の推進により、畜産における効率的な作業受託体制を整備</li> <li>・農協による農業機械リース事業への助成等により、広域的に農作業受委託を取り組む認定農業者組織の育成を促進(再掲)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農経営確立支援事業(15.3億円)</li> <li>・畜産振興総合対策事業のうち地域畜産総合支援体制整備事業(7.3億円)</li> <li>・認定農業者農作業受委託集積事業(1.0億円)</li> <li>・自給飼料増産総合対策事業(35.5億円)</li> </ul>  |
| <p><b>9 技術の開発及び普及</b></p> <p>農業並びに食品の加工及び流通に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、技術の研究開発の目標の明確化、連携の強化、地域の特性に応じた農業に関する技術の普及事業の推進等の施策を講ずる。</p>  | <p>(1) 技術開発の重点的・効率的な推進</p> <p>ア 自給率向上に向け現場を支える技術開発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型農業の確立に向け、麦、大豆、飼料作物等の新品種育成、品種特性を発揮させる栽培技術開発及び高度輪作技術体系の確立を総合的に推進</li> </ul> <p>イ イネ・ゲノム等の基礎的・先端的研究の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イネ・ゲノムの塩基配列の解読、有用遺伝子の機能解明と併せ、ゲノム情報を活用した品種改良等を推進</li> <li>・遺伝子組換え農産物の安全性に関する科学的知見の蓄積と安全性評価手法の高度化等を充実するとともに、モニタリング等を実施</li> <li>・生物系特定産業技術研究推進機構を活用し地域研究共同体による地域資源を有効活用した高機能・高品質食品を開発</li> </ul> <p>ウ 環境研究の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスエネルギー実用化技術開発の推進(後掲)</li> </ul> <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発の着実な推進を図るため、政策評価の一環として研究分野別評価、研究制度評価等を新たに導入</li> <li>・独立行政法人化に伴い、19の農業関係国立試験研究機関を1機関及び6法人に再編し、試験研究のより一層の重点化・集中化を推進</li> </ul> <p>(2) 効率的かつ効果的な普及事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者のニーズの多様化・高度化に対応し、対象者を担い手等に重点</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料自給率向上のための21世紀の土地利用型農業確立を目指した品種育成と安定生産技術の総合的開発(18.1億円)</li> <li>・イネ・ゲノムの研究の加速化(52.6億円)</li> <li>・組換え体の産業的利用における安全性確保に関する総合研究(3.2億円)</li> <li>・新事業創出研究開発事業(14.6億円)</li> <li>・研究評価推進費(0.4億円)</li> <li>・協同農業普及事業交付金(283.5億円)</li> <li>・普及活動高度化特別事業(29.8億円)</li> </ul> |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>化するとともに、農協の営農指導や民間専門家との役割分担の下で、効率的・効果的な普及活動を展開</p>   |  |
| <p><b>10 農産物の価格の形成と農業経営の安定</b></p> <p>消費者に選択される農産物の生産を促進する観点に立ち、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずる。また、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するため必要な施策を講ずる。</p> <p>なお、農産物価格の変動に対し、経営を全体としてとらえ、農業収入または所得の変動を緩和するための仕組み等については、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ、品目別の経営安定対策の実施状況等を勘案しながら検討を行う。</p> | <p>(1) 需給事情及び品質評価を適切に反映した価格の形成と経営安定対策の着実な実施</p> <p><b>ア 米</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲作経営安定対策について、臨時応急特例措置として、特別支払の要件緩和、生産調整の緊急拡大の取組とその確実な達成等を条件として、13年産補てん基準価格を12年産補てん基準価格と同水準とする措置、生産者の選択による追加の資金造成措置(一般コースで生産者拠出0.5%、政府助成1.5%)を実施</li> </ul> <p><b>イ 麦</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内産麦については、需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するための民間流通への円滑な移行とその定着</li> <li>・ 民間流通麦生産者の経営安定等を図る麦作経営安定資金の適切な運用</li> </ul> <p><b>ウ 大豆</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度の適切な運用</li> <li>・ 価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和する観点から創設した大豆作経営安定対策の適切な運用</li> </ul> <p><b>エ 野菜</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜価格の安定を図るため、指定野菜価格安定対策事業について、交付予約数量の増加、野菜指定産地の追加、生産者補給金の交付を行うとともに、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業についても、生産者補給金の交付の迅速化、交付予約数量の増加</li> </ul> <p><b>オ 砂糖及び甘味資源作物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂糖の価格競争力の回復と需要の維持・増大の実現に向けた取組を推進</li> <li>・ 国内産糖への助成の仕組み及び最低生産者価格制度を維持しつつ、需給事情等を反映した価格形成が行われるような仕組みを導入・定着</li> </ul> <p><b>カ 果実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工仕向けによる需給調整機能が低下しているみかん及びりんごについて、生鮮果実の需給調整対策の強化を前提として、価格が大きく変動した場合に育成すべき果樹経営に及ぼす影響を緩和するための果樹経営安定対策を創設</li> </ul> <p><b>キ 牛乳・乳製品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要者のニーズを生産者に伝達し、需要に応じた加工原料乳の生産を促進するため、新たな加工原料乳生産者補給金制度へ円滑に移行</li> <li>・ 加工原料乳価格の低下が酪農経営に及ぼす影響を緩和するための経営安定対策を創設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲作経営安定資金(911.0億円)</li> <li>・ 麦作経営安定資金(915.6億円)</li> <li>・ 大豆生産者団体等交付金(142.7億円)</li> <li>・ 大豆作経営安定対策等(13.9億円)</li> <li>・ 指定野菜価格安定対策事業(40.4億円)</li> <li>・ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(7.1億円)</li> <li>・ 農畜産業振興事業団交付金(129.2億円)</li> <li>・ 果実計画生産出荷促進事業(4.8億円)</li> <li>・ 果樹経営安定対策事業(32億円)</li> <li>・ 指定生乳生産者団体補給交付金(234.1億円)</li> <li>・ 加工原料乳生産者経営安定対策事業(28.2億円)</li> </ul> |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>11 農業災害による損失の補てん</p> <p>災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てん等の施策を講ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業災害補償制度の適切な運用と平成 11 年に改正が行われた農業災害補償制度の円滑な普及・定着に向けた取り組みの推進</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済掛金国庫負担金(741.1 億円)</li> <li>・ 農業共済団体事務費負担金及び補助金(547.4 億円)</li> </ul>  |
| <p>12 自然循環機能の維持増進</p> <p>農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等の施策を講ずる。</p>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 持続的な農業生産の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に即して、農業者による導入計画の策定促進</li> <li>・ 持続性の高い農業生産方式を率先して導入する営農集団等に必要な施設整備等を引き続き推進</li> <li>・ JAS 法に基づく有機農産物の新たな生産基準に対応する実証ほの設置等の生産体制の整備を助成</li> </ul> </li> <li>(2) 畜産環境対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「家畜排せつ物法」に即し、たい肥センター等の家畜排せつ物の処理施設の計画的な整備を推進するとともに、たい肥の効率的な流通・利用を促進</li> <li>・ エネルギー等副産物利用処理施設の整備を推進するとともに、たい肥の還元用草地及び周辺環境の整備等を促進</li> </ul> </li> <li>(3) 有機性資源の循環利用システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未利用有機性資源の循環利用・広域流通及び生ゴミ等の都市農業への活用の促進を図るための協議会の開催、都道府県におけるマスタープランの策定、生ゴミの分別収集の啓発、たい肥化施設の整備等を推進</li> </ul> </li> <li>(4) 農業分野における地球環境保全対策の充実等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ効果の高い施設・機械の導入促進によるCO<sub>2</sub>の排出抑制</li> <li>・ 水田の水管理法・施肥方法の改善、家畜排せつ物の適切な処理、家畜の飼養管理技術の確立によるメタン・亜酸化窒素の排出抑制</li> <li>・ オゾン層保護の観点から、臭化メチルの使用量削減のための代替薬剤・代替防除技術の開発・普及</li> <li>・ 農林業分野における廃棄物からのバイオマスエネルギー実用化技術の開発</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然循環機能増進総合対策事業(39.6 億円)</li> <li>・ 畜産振興総合対策事業のうち資源循環型畜産確立対策事業(38.2 億円)</li> <li>・ 資源リサイクル畜産環境整備事業(71.3 億円)</li> <li>・ 未利用資源リサイクルシステム確立事業(6.1 億円：自然循環の内数)</li> <li>・ 都市近郊未利用資源リサイクル推進事業(7.7 億円：自然循環の内数)</li> <li>・ 農林業分野におけるバイオマスエネルギー実用化技術の開発(1.8 億円)</li> </ul> |
| <p>13 農業資材の生産及び流通の合理化等</p> <p>農業資材費の低減に資するため、肥料・農薬・機械等の農業資材の生産・流通・利用の合理化の推進等の施策を講ずる。</p>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 12 年度に関係者により改定された「農業生産資材費低減のための行動計画」に基づく取組の推進</li> <li>・ インターネット等を活用した資材情報の提供の充実等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業生産資材費低減総合推進対策事業(0.9 億円)</li> </ul>   |

## IV 農村の振興に関する施策

農村が農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、国民の視点に立ち、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上のための施策を推進。

| 平成13年度に講じようとする施策  |   | 関連事業・提出予定法案等   |
|---|---|--|
| 事項・基本的考え方   | 施策の具体的内容  |  |
| <p><b>1 農村の総合的な振興</b></p> <p>農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進することとし、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずる。</p> <p>また、農村の将来像として取りまとめられた「明日のふるさと21」、農山漁村地域の将来像とその実現方策として取りまとめられた「新世紀の豊かな国土・地域・暮らしの創造－農山漁村地域新生への提言－」等の提言を今後の農村における地域づくりに向けた取組に活かす。</p> | <p>(1) 農業の振興その他農村の総合的な振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業振興地域制度の円滑かつ適正な運用に向けた取組みの促進</li> <li>・ 多様な産業の振興を図るための基盤として、道路ネットワークの整備を推進</li> </ul> <p>(2) 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上</p> <p>ア 農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個性ある農村振興の実現を図るため、地域住民をはじめ多様な主体の参画による多様なニーズに対応した整備等を関係府省間の連携を図りつつ総合的に推進</li> <li>・ 個性ある農村振興の実現を支援するため、複数市町村等を対象とした農村振興基本計画の策定を推進</li> <li>・ 農村振興基本計画に掲げる農村振興の目標を達成するため、地域住民参加の下、農村の情報化、高齢者福祉、環境保全等多様なニーズに対応した整備を総合的に実施</li> <li>・ 事業の円滑な推進を図るため、地域住民活動等も含めた実施計画作成を支援</li> <li>・ 住民参加による検討会の開催や自主的な住民活動等の取組みに対する支援を農村振興総合整備事業等と一体的に実施</li> </ul> <p>イ 生活環境の整備その他の福祉の向上</p> <p>(交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備</li> <li>・ 歩道の設置、交差点の改良等の交通安全施設等の整備を推進</li> <li>・ 地域分断の緩和、解消等のため踏切除却や踏切構造改良を推進</li> <li>・ 地域連携の強化等により公共・公益施設の共同利用・整備を推進</li> <li>・ 相互交流が遅れている都道府県等間を連絡する大規模なトンネル・橋梁を重点的整備</li> <li>・ 道路と沿道の調和が図られた道路の整備、誰もが安全で使いやすい道路を整備</li> <li>・ 中心市街地の商店街の再活性化のため、面的で総合的・重点的な道路整備を推進</li> <li>・ 周辺の景観や生態系と調和した道づくり、地域の個性を生かした道づくりの推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路事業(36,785億円の内数)</li> <li>・ 農村振興基本計画(2.5億円)</li> <li>・ 農村振興総合整備実施計画(4.7億円)</li> <li>・ 農村振興総合整備事業(134.1億円)</li> <li>・ 農村振興整備支援事業(1.8億円)</li> <li>・ 道路事業(36,785億円の内数)</li> <li>・ 地方バス運行の確保(82億円の内数)</li> <li>・ 内貿ターミナル等の整備(305億円)</li> </ul> |

- ・路線への補助等による地方バス運行の確保
- ・内質ターミナルの整備の推進
- (情報通信)
  - ・水門等の遠隔操作施設や、監視カメラ、浸水センサー、GPSによる斜面監視等の監視装置の整備による情報の迅速な収集、提供体制の構築
- (衛生)
  - ・公共下水道・特定環境保全公共下水道において、複数の下水道施設を共同化・共通化及び集中管理・制御する等により、効率的な下水道の整備・管理を推進
  - ・下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽につき、十分な連携・調整を図りつつ、地域の特性に応じた計画的・効率的整備を推進
- (文化)
  - ・下水処理水・雨水の利用によるせせらぎの創出等水に係わる文化の保全・保存
  - ・地域の住文化を生かした住宅等の供給促進
- (住宅・宅地)
  - ・良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定優良賃貸住宅等の供給促進
  - ・高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進による高齢者が安心して生活できる居住環境の整備
  - ・「新しいふるさと」への住替え等により、地域の活性化に資する宅地供給を推進
  - ・農住組合制度の改正を行うとともに、同制度により、農地を活用した良好な住宅地等の供給を推進
- (防災)
  - ・床上浸水被害が慢性的に発生している地域における被災後の復旧
  - ・地域の小河川の治水・利水対策を目的とした生活貯水池の整備
  - ・土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域における土砂災害防止施設の重点的整備
  - ・被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策の短期集中的実施
  - ・土砂災害防止法の施行(平成13年4月)に伴う土砂災害警戒区域等の指定等を目的とした基礎調査に対する補助制度の創設
  - ・落石対策等の防災対策、緊急輸送道路における震災対策の推進
  - ・道路等の除雪、防雪、凍結害防止等の推進
- (公園)
  - ・都市計画区域外の一定の農村地域における文化、スポーツ面での都市
- ・IT防災基盤整備(309億円)
- ・下水道事業(11,113億円)
- ・下水道事業(11,113億円)
- ・住宅マスタープラン(4,242億円の内数)
- ・優良田園住宅
- ・特定優良賃貸住宅(4,242億円の内数)
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律案(第151回通常国会に提出)
- ・高齢者向け優良賃貸住宅(4,242億円の内数)
- ・シルバーハウジング(4,242億円の内数)
- ・新ふるさとマイホーム推進事業
- ・農住組合法の一部を改正する法律案
- ・農住組合推進事業(1.3億円)等
- ・床上浸水頻発地区緊急解消事業(702億円)
- ・地域生活用水確保対策(79億円)
- ・災害弱者関連緊急土砂災害対策(261億円)
- ・激甚災害地域緊急防災対策(1,288億円)
- ・砂防・急傾斜基礎調査費補助(35億円)
- ・道路事業(36,785億円の内数)
- ・都市公園等整備事業(1671億円の内数)



|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>的ニーズへの対応等を目的とした特定地区公園（カントリーパーク）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な歴史、景観等を保存・復元・体験する地域ルネッサンス公園の整備の推進</li> </ul> <p>(福祉)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活者がゆとりと潤いを実感できる質の高い歩行者空間の形成のための道路整備</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業(36,785億円の内数)</li> </ul>   |
| <p><b>2 中山間地域等の振興</b></p> <p>食料の安定供給の確保及び多面的機能の発揮を図る上で重要な役割を果たしている中山間地域等の総合的な振興を図る観点から、地域の特性に応じて、農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進等の施策を講ずるほか、農業生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずる。</p> | <p>(1) 農業その他の産業の振興による就業機会の増大／(2) 生活環境の整備等による定住の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに策定された振興計画に基づき、諸事業を総合的・計画的に実施</li> <li>・山村からの提案に基づき、産業・文化等に係る先進的な施策への支援を通じて山村地域の活性化に向けた取組みを推進</li> <li>・交通条件が悪い地域において奥地等産業開発道路の整備</li> <li>・定住促進のための良質な住宅の供給</li> <li>・下水道の整備を過疎市町村に代わり都道府県が一部代行することにより推進</li> </ul> <p>(3) 中山間地域等における多面的機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から直接支払いを実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域総合整備事業(688.4億円)</li> <li>・新山村振興等農林漁業特別対策事業(181.9億円)</li> <li>・個性ある山村地域の再構築・実験事業(1.0億円)</li> <li>・道路事業(36,785億円の内数)</li> <li>・振興山村地域等における公営住宅の入居者資格の特例及び譲渡処分の要件の緩和</li> <li>・下水道事業(11,113億円)</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金(330.0億円)</li> </ul> |

### 3 都市と農村の交流等

国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康でゆとりある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進等の施策を講ずる。

また、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るための施策を講ずる。

#### ア 都市と農村との交流の促進

- ・都市農村交流に関する人材を育成するスクールを設置するとともに、小中学校教育の一環として農作業体験活動を実施
- ・都市住民が農業の多面的機能に触れ、その機能が広く理解されるよう身近な都市近郊農地の環境整備や交流施設の整備等を総合的に実施
- ・優良田園住宅等の宅地供給の促進、質の高い居住環境整備等により緑豊かな田園空間の創造を推進
- ・高規格幹線道路、地域高規格幹線道路等の整備の推進、道路管理用光ファイバーの収容、道路管理用情報通信ネットワークの整備
- ・優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、地域の交流基盤の整備の促進
- ・「道の駅」の整備等休憩施設と地域振興施設の一体的な整備
- ・地域及び河川の特性を生かした交流ネットワークの拠点となる「水辺プラザ」の整備等
- ・都市と農山漁村等の交流・連携のための情報交流の場の整備や地域づくり団体の育成支援等

#### イ 市民農園の整備

- ・都市住民等のレクリエーションの用に供する市民農園の整備

#### ウ 都市及びその周辺における農業の振興

- ・農作業補助を行う都市住民の育成、都市住民とのふれあい活動等に対する支援

- ・都市農村交流対策事業(5.2億円)
- ・農村振興都市近郊交流基盤整備事業(0.6億円)
- ・農村振興田園居住空間整備事業(52.9億円)
- ・道路事業(36,785億円の内数)
- ・優良田園住宅
- ・新ふるさとマイホーム推進事業
- ・水辺の交流拠点整備(171億円)
- ・地域づくり活動出合いの広場整備調査等(1.0億円)
- ・遊休農地解消総合対策事業(6.1億円)
- ・やすらぎの交流空間整備事業(5.8億円)
- ・都市農業支援事業(0.2億円)
- ・都市公園等整備事業(1671億円の内数)

V 団体の再編整備に関する施策

| 平成13年度に講じようとする施策  |   | 関連事業・提出予定法案等  |
|-------------------|---|---|
| 事項・基本的考え方         | 施策の具体的内容  |   |
| 1 農業協同組合系統組織の再編整備 | <p>(1) 農協系統の事業・組織改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、金融情勢の変化に応じた信用事業の見直しマネジメント体制の確立や監査体制の充実等、農協系統の事業・組織の改革等について支援</li> </ul> <p>(2) 農協に対するニーズの多様化を踏まえた積極的な役割の発揮</p> <p>(3) 農協改革を確実なものにするための法制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員のニーズに的確に対応するとともに、農林中金・信連・農協が一体となった新たな農協金融システムを確立すべく法制度を整備</li> </ul> <p>(4) 農林漁業団体職員共済組合に関する施策</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農協系統事業・組織改革推進事業(4.0億円)</li> <li>・農業協同組合法等の一部を改正する法律案、農林中央金庫法案の提出</li> </ul> |
| 2 農業委員会系統組織の再編整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家戸数の減少等をふまえた組織体制の適正化及び農業生産法人制度の見直しに伴う農業委員会の所用の体制整備</li> <li>・農地情報の電算化及び地図情報システムの整備等を推進</li> <li>・都道府県農業会議及び全国農業会議所による農地の利用集積及び新規就農の促進等の取組みを支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地情報管理システム整備事業(11.9億円)</li> </ul>   |
| 3 農業共済団体の再編整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業共済組合等の広域化の推進と農業共済事業の二段階制での実施について意向が示された地域に対する適切な指導</li> <li>・農業災害補償制度の円滑な普及・定着に向けた取り組みの推進</li> </ul>  |   |
| 4 土地改良区の再編整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区の合併に伴う施設の円滑な整備補修を推進し、合併後の土地改良区の事業運営基盤の強化を促進</li> <li>・土地改良区の広域合併の推進及び土地改良区が行う維持管理作業への地域住民参画の促進により土地改良区の事業運営基盤の強化を促進</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区総合強化対策(2.8億円)</li> <li>・土地改良施設維持管理適正化事業(42.2億円)</li> </ul>             |

## VI その他の重要施策

| 平成13年度に講じようとする施策 |  | 関連事業・提出予定法案等  |
|------------------|--|---|
| 事項・基本的考え方        | 施策の具体的内容   |   |
| 1 WTO 農業交渉への取組   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多様な農業の共存」を基本的な目標とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保、輸出入国間のルールの不均衡の是正等の追求を内容とした「WTO 農業交渉日本提案」に対する国際的理解の更なる浸透を図るため、各国との連携強化や働きかけを推進</li> <li>・農業交渉に関する情報を積極的に開示する等、交渉プロセスの透明化を図り、国民的な理解の下での交渉を実施</li> <li>・新ラウンドの早期立ち上げを引き続き主張</li> </ul>   |   |
| 2 日本新生プラン関連      | <p>(1) 農林水産分野における IT 革命の推進</p> <p>ア 農林水産業・農山漁村地域における IT の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市との情報格差是正のための情報通信基盤の整備、IT を活用した生産・経営の高度化、地理情報システム(GIS)を活用した農林地の管理、ゲノム情報を活用したバーチャル品種改良等を推進</li> </ul> <p>イ 食品流通等における取引の電子化、物流の最適化</p> <p>ウ 電子政府の推進</p> <p>(2) 循環型社会の構築をめざすリサイクル対策等</p> <p>ア 食品廃棄物等のリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物等のリサイクルのための技術開発・施設整備、食品廃棄物と家畜排せつ物の関係者一体となったりサイクル等を推進</li> </ul> <p>イ 健全な水循環の構築</p> <p>(3) 農山漁村における高齢者の活動支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢農業者の就労、健康管理・介護に関する支援、農業関連施設のバリアフリー化等を推進</li> </ul> <p>(4) イネゲノム研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンパク質の構造解析による有用遺伝子の機能解明、機能性を強化した農産物の開発などイネゲノム研究等の強化</li> </ul> <p>(5) 都市住民のニーズに応じた都市基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園、都市の防災に資する排水施設、生鮮食料品の卸売市場等の整備を推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業・農山漁村 IT 推進プロジェクト(70.1 億円)</li> <li>・食品流通等高度情報化プロジェクト(18.9 億円)</li> <li>・電子政府推進プロジェクト(8.0 億円)</li> <li>・循環型アグリ・フードシステム確立プロジェクト(47.5 億円)</li> <li>・高齢者の活動支援等(25.1 億円)</li> <li>・ゲノム研究加速化プロジェクト(20.7 億円)</li> <li>・都市近郊環境等整備事業(13.3 億円)</li> </ul> |

|                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| 3 統計情報                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>食料・農業・農村をめぐる現状や政策展開の方向に即した統計情報を作成・提供するため、統計情報の体系的整備を推進する。</li> <li>食文化の継承や地域特産物の活用等への取組状況を調査</li> <li>麦・大豆を生産する農業組織経営体の経営収支及び生産コストの実態把握を強化</li> <li>農林水産情報センター機能を強化</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査(0.1億円)</li> <li>農業組織経営体経営調査(麦・大豆)(0.1億円)</li> <li>地域における情報拠点機能強化(0.3億円)</li> </ul> |
| 4 行政の情報化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請・届出等手続きのオンライン化の基盤となる認証システムの整備、情報セキュリティ対策の強化等を推進</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>電子政府推進プロジェクト(8.0億円)</li> </ul>   |
| 5 情報通信技術(IT)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市との情報格差是正のための情報通信基盤の整備、ITを活用した生産・経営の高度化、地理情報システム等を活用した農林地の管理等を推進</li> <li>食品流通全体の最適化のための流通モデルの開発・実証、生産・製造履歴等の情報提供・活用等を推進</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業・農山漁村IT推進プロジェクト(70.1億円)</li> <li>食品流通等高度情報化プロジェクト(18.9億円)</li> </ul>                                |
| 6 セーフガード関連の取組            | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年12月22日よりセーフガードに係る政府調査を開始したねぎ、生しいたけ、畳表の3品目について、輸入増加の事実及びこれによる国内産業への重大な損害等の事実の有無についての認定を実施</li> <li>調査の結果、輸入の増加によって国内産業に重大な損害又はそのおそれが生じており、緊急に必要があると認められる場合には、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を実施</li> <li>必要な情報を常時収集する体制により、セーフガードに係る検討に機動的に対応</li> </ul> |   |
| 7 食糧行政に係る業務運営及び組織・定員の合理化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>食糧管理特別会計の収支の改善に資するよう、業務運営に係る経費を削減</li> <li>農産物検査民営化等を踏まえた食糧事務所の定員・組織の合理化を着実に実施</li> </ul>   |   |
| 8 政策評価                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本法及び基本計画において施策の効果に関する評価を踏まえることとされていることに加え、政策評価制度が平成13年1月から導入されたことを受け、各府省の政策評価実施要領に基づく政策評価を積極的に推進</li> <li>公共事業等に対する評価については、引き続き積極的に推進</li> </ul>   |   |